

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	大臣官房秘書課，民事局，刑事局
名 称	法制度の整備について（社会経済情勢に即応した基本法制その他の政策所管部局所管の法制度に係る立法作業）＜中間報告＞
評 価 の 概 要	平成14年度は，民事関係として，株式会社等の経営手段の多様化及び経営の合理化を図るための商法等の一部改正，区分所有建物の建替えの実施の円滑化及びその管理の充実を図るために必要な措置を講ずる建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正，及び経済的に苦境にある大規模な株式会社の迅速かつ円滑な再建を可能とするための会社更生法の全面改正を行い，刑事関係として，強制執行を妨害する行為等についての処罰規定を整備する犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部改正法案を国会に提出した。 ＜評価期間未了＞
評価結果に基づく措置状況	※評価期間が未了であることから，基本法制の整備について，平成15年度におけるこれまでの取組の状況を記載する。 1. これまでに講じた措置の内容及び時期 ○ 民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から，民事裁判の充実及び迅速化を図るため，民事訴訟における計画審理の推進，訴えの提起前における証拠収集等の手続の拡充，専門的な知見を要する事件への対応の強化のための専門委員制度の創設及び特許権等に関する訴え等の管轄の専属管轄化，少額訴訟の訴額の上限の引上げ等の措置を講ずる「民事訴訟法等の一部を改正する法律」が7月9日に可決成立した。 ○ 民事裁判を国民がより利用しやすいものとする等の観点から，家庭裁判所の機能の拡充による人事訴訟の充実及び迅速化を図るため，人事訴訟の第一審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管し，離婚訴訟における親権者の指定等について家庭裁判所調査官の専門的な調査を活用することができるとするとともに，人事訴訟の審理に当たり参与員の意見を聴くことができることとする等の措置を講ずる「人事訴訟法」が7月9日に可決成立した。 ○ 担保物権の規定を合理的なものに改め，かつ，担保権の実行手続その他の執行手続の実効性を向上させるため，短期貸借借制度の廃止，民事執行法上の保全処分等の要件の緩和，扶養等の義務に係る債権に基づく強制執行における特例の創設等の措置を講ずる「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」が7月25日に可決成立した。 ○ 平成15年3月24日，法務大臣から法制審議会に対し，「近年におけるハイテク犯罪の実情にかんがみ，この種の犯罪に対処するとともに，欧州評議会サイバー犯罪に関する条約（仮称）を締結するための刑事の実体法及び手続法について法整備を行う必要がある。」として，その要綱に関する諮問が発出された。諮問については，同審議会の決定を受け，刑事法（ハイテク犯罪関係）部会において，同年4月14日以降8回にわたり審議された結果，同年8月7日，諮問に関する同部会の意見が取りまとめられた。 2. 今後の予定 ○ 平成15年9月10日開催予定の法制審議会において，刑事法（ハイテク犯罪関係）部会，倒産法部会及び会社法（株券の不発行等関係）部会決定の報告を受けて，審議の上，それぞれ答申が行われる予定である。さらに，これを踏まえて法案の立案作業を進める予定である。 3. その他 該当なし
備 考	※法制審議会については，予定どおり平成15年9月10日に開催され，それぞれについて答申が行われた。

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年9月1日現在

政策所管部局	官房秘書課，公安調査庁
名 称	オウム真理教対策＜最終報告＞
評 価 の 概 要	立入検査の実施により，オウム真理教（以下「教団」と言う。）の活動状況の実態の一部を相当正確に把握したものであることができ，教団が依然として危険な要素を保持していることを明らかにすることができた。 公安審査委員会は，平成15年1月23日，観察処分の期間更新を決定したが，観察処分の期間更新は，公安審査委員会の決定理由のとおり，観察処分に基づく立入検査等によって，公安調査庁が教団の実態解明のために全力を挙げて取り組んだ結果として決定されたもので，ほぼ全面的に公安調査庁の主張が採用されたことから，公安調査庁は教団に対する観察処分の期間更新請求及び同請求のための各種調査等を適切に行ったと評価できる。 地方公共団体の長に対する観察処分による調査結果に係る情報提供については，請求のあったすべての地方公共団体に可能な範囲で請求事項を提供し，また，多くの地方公共団体が「観察処分の期間更新を求める」等の教団対策に関する要望書を公安調査庁長官等に提出していたことを勘案すると，地方公共団体が必要とする情報は，おおむね，適切に提供されていたといえることができる。 しかしながら，教団は，依然として閉鎖的・欺瞞的な体質を保持しており，組織，活動等の全容を解明するためには，教団に対する調査体制を更に強化する必要があると思われる。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし (2) 予算措置を講じたもの ①事業等名： オウム真理教調査強化経費 ②概算要求額(千円)： 67,001千円 ③具体的内容 教団については，依然として松本・地下鉄両サリン事件の首謀者である麻原を絶対的帰依の対象とし，同人の確立した殺人を勧める危険な教義，修行体系等を維持しており，その危険な本質に変わりはなく，将来再び無差別大量殺人行為に及ぶ危険性がある。 このような状況で，教団に対する動向調査を強化し，教団の実態解明をより一層強化するため，平成16年度予算概算要求においては， イ 教団枢要施設に対する厳正な立入検査を実施するための経費 ロ 教団の全容解明のための調査用機材の整備経費 ハ 教団の海外における活動状況を解明するための職員の海外派遣旅費などを要求している。 (3) その他 該当なし 2. 今後の予定 (1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし (2) その他(具体的内容・取組予定時期) 教団については，将来再び無差別大量殺人行為に及ぶ危険性がある上，関係地方公共団体からも一層厳正な観察処分の実施をすべきとの要望も強いことから，引き続き，「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく調査及び観察処分の実施に全力で取り組む。 また，関係地方公共団体では，依然として教団に対する不信感・不安感が根

	強く残っていることから、関係地方公共団体の長からの請求に対しては、可能な範囲で迅速・詳細に調査結果を提供し、適正に対処する。	
	3. その他 該当なし	
備	考	